

OYZ 会員規約及び入会契約書

第1条 (総則)

1. 本規約は、株式会社松竹梅(以下「当社」といいます。)が運営するフィットネスジムOYZ(以下「本クラブ」といいます。)が提供する施設およびサービスにおいて適用されるものとします。
2. 本規約は、本クラブを利用する者(以下「施設利用者」といいます。)が、本クラブへ入会または本クラブを利用するうえで守るべき定めであり、その効力はすべての施設利用者に及ぶものとします。
3. 当社は、その都度必要と判断する諸条件および諸規則(以下「諸規則」という。)を定めることができるものとします。

第2条 (目的)

本クラブは、会員(本規約第4条所定の手続を経て当社と契約を締結された方をいいます。)が本クラブの施設およびサービスを利用し、心身の健康維持や増進および会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条 (入会資格)

1. 本クラブの入会資格は、次の項目全てを満たすこととします。
 - 1.1 本規約に同意いただくこと。
 - 1.2 暴力団関係者でないこと。
 - 1.3 医師等により運動を禁じられておらず、本施設の利用に支障がないと申告されていること。
 - 1.4 他の施設利用者に伝染または感染する恐れのある疾病を有しないこと。
 - 1.5 過去に本規約の違反行為をされていないこと。ただし、違反された方であっても、違反事由が解消された場合等で、本クラブが検討した結果、入会資格を認めることがあります。
 - 1.6 スパーリングをする際はマウスピースの着用、スポーツ保険の加入を推奨します。
 - 1.7 その他、本クラブが会員としてふさわしくないと認める事由がないこと。

第4条 (入会手続)

1. 本クラブに入会しようとするときは、所定の申込方法により入会申込を行い、本クラブによる審査を受けたうえ、本クラブが承諾したときに、本クラブとの契約が成立し、本クラブの会員となります。なお、利用開始日は別に定めます。
2. 前項に定める入会申込を行った場合であっても、本クラブが行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。
3. 会員は、入会后、本クラブから本人確認書類の提示を求められたときは、速やかに応じるものとします。本クラブは、会員がその求めに応じない場合、当該会員の施設の利用を禁止することができます。この場合であっても会員は、第6条第1項に定める諸費用を支払います。
4. 未成年の方が入会しようとするときは、本クラブが特に認めた場合を除き、親権者の同意を得た上で、所定の申込方法によりお申し込みいただきます。この場合、親権者は、自らが会員か否かに関わらず、本規約に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとします。
5. 未成年について定めた前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。

第5条 (会員以外の施設利用)

1. 本クラブは、特に必要と認めた場合は、会員以外の方による施設の利用を認めることができます。この場合、当該利用される方にも本規約を適用します。
2. 本クラブは、会員が同伴する会員以外の者および本クラブが適当と認めた会員以外の者(以下「ビジター」といいます。)に、施設を利用させることができるものとします。

3. 本クラブは、ビジターが本クラブを利用する際に、本クラブが別に定める料金の支払いを求められることができるものとします。
4. 会員が同伴する会員以外の者(以下「同伴ビジター」といいます。)の本クラブの利用条件は、同伴する会員の会員種別に準ずるものとします。
5. 会員が同伴ビジターとともに本クラブを利用する場合、会員は同伴ビジターに本規約を周知した上でこれを順守させるものとし、その同伴ビジターが他の会員または第三者、本クラブのスタッフ、施設または設備もしくは備品(以下「施設等」といいます。)に対し損害を与えたときは、当該会員が連帯して賠償の責を負うものとします。

第6条 (会費等)

1. 会員種別毎の会費を含む諸費用(以下「諸費用」といいます。)は別に定めます。
2. 会員は、別に定める諸費用納入期日までに、自らが申し込む会員種別に応じて本クラブが指定する方法および手段により、それぞれの諸費用を払い込むものとします。なお、振込により払い込む場合、その振込手数料は会員の負担とします。
3. 会員は、会員資格を有する限り、本クラブを利用しない場合も月会費等の支払い義務を負うものとします。
4. 一旦支払われた諸費用は、法令の定めまたは本クラブが認める理由がある場合を除き、返還しません。

第7条 (会費等の改定)

1. 本クラブは、経済事情等を鑑み、会費等の改定を行うことができます。なお、この改定は、改定した日から将来に向かって適用するものとします。
2. 前項の会費等の改定を行う場合、本クラブは、本クラブの会員に対し、当該改定の1ヶ月前までに、通知するものとします。

第8条 (届出内容変更手続)

1. 会員は、入会申込書に記載した内容その他本クラブに届け出た内容が正確であることを保証します。本クラブは、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。
2. 会員は、入会申込書に記載した内容その他本クラブに届け出た内容に変更があったときは、速やかに変更手続を行うものとします。
3. 本クラブより会員に通知する場合は、会員から届出されている連絡先に宛てた通知の発送をもって通知したものとします。なお、会員が前項の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により本クラブからの通知が延着しまたは届かなかった場合には、通常到達すべきときに本クラブからの通知が会員に到達したものとします。

第9条 (個人情報の取り扱い)

1. 当社は、施設利用者が提供した情報のうち、個人情報(個人情報保護関連法で定められた個人情報を含みます。)を、本規約および当社が別途定める『個人情報保護方針』および個人情報保護関連法にしたがって適正に管理します。
2. 当社は、施設利用者から預かった個人情報を、施設利用者の本人確認、当社または本クラブからの各種連絡・案内の送付(電子メールおよび郵送のいずれも含みます。)、施設利用者からの質問に対する回答の送付(電子メールおよび郵送のいずれも含みます。)、および本クラブの利用料金等の請求に利用します。
3. 当社は、次のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者に開示しません。
 - (ア) 施設利用者本人の同意がある場合
 - (イ) 施設利用者が希望するサービスを行うため、または利用目的の達成のために当社が業務を委託する業者に対して開示する場合

(ウ) 法令に基づき開示することが必要である場合

4. 施設利用者が本人の個人情報の照会・修正・削除等を希望する場合には、当社は、本人であることを確認の上、合理的な期間および範囲において対応します。

第10条 (本規約の遵守)

会員は、本クラブの施設の利用にあたり、本規約その他本クラブの定める諸規則を遵守し、本クラブの施設スタッフ(以下「施設スタッフ」といいます)の指示に従うものとします。

第11条 (禁止事項)

会員は、次の行為をしてはいけません。

1. 他の会員を含む第三者(以下「他の方」といいます。)や施設スタッフ、当社及び本クラブを誹謗、中傷すること。
2. 大声、奇声を発する行為や他の方もしくは施設スタッフの行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為。
3. 物を投げる、壊す、叩く等、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
4. 本クラブの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
5. 他の方や施設スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為。
6. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。
7. 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
8. 刃物など危険物の館内への持ち込み。
9. 飲酒をしてからの施設の利用。
10. 館内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
11. 高額な金銭、物の館内への持ち込み。
12. 本クラブの施設内の秩序を乱す行為。
13. 本クラブの許可なくOYZGYMの名を使うこと、格闘技イベントに出場する行為。
14. その他、本クラブが会員としてふさわしくないと認める行為。

第12条 (免責事項)

1. 会員が本クラブの施設の利用中、会員自身が受けた損害や事故や怪我に対して、当社及び本クラブは、当社及び本クラブに故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
2. 会員及び施設利用者同士の間に関生じた係争やトラブルについても、当社及び本クラブは、当社及び本クラブに故意または過失がある場合を除き、一切関与せず、責任を負いません。

第13条 (会員の損害賠償責任)

会員が本クラブの施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により、本クラブまたは他の会員その他の第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

第14条 (持込物に関する責任)

1. 当社及び本クラブは、会員が施設に持ち込んだ物を預かりません。会員は、持込物について自己の責任をもって管理するものとします。
2. 当社及び本クラブは、故意または過失がない限り、会員が施設に持ち込んだ物の滅失または毀損について賠償する責任を負いません。
3. 当社及び本クラブは、会員が施設に放置した物について、会員はそれらに関する一切の権利について放棄したものと見なします。

第15条 (休会)

1. 本クラブの一部の会員種別においては、休会制度があります。

2. 休会期間中は、本クラブの定めに従い、会費の全部または一部の支払いが免除されるものとします。
3. 休会期間は2か月までとします。

第16条 (退会)

会員は、自己都合により退会するときは、本クラブが定めた期日までに、本クラブ所定の書面により手続きを完了することにより、当月の末日(以下「退会日」といいます。)をもって退会できるものとします。

ただし、キャンペーンでの入会に限り3か月以内は退会できないものとします。なお、会員は本クラブに対し退会日までの諸費用を支払う義務を負います。

第17条 (施設の利用制限・禁止、契約解約)

1. 本クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に対して本クラブの施設の利用を制限または禁止し、あるいは直ちに契約を解約することができます。ただし、会員は本クラブから本クラブの施設の利用を制限または禁止された場合であっても、第6条第1項に定める諸費用を支払います。

1.1 第3条に定める入会資格を充足しないことが判明したとき。

1.2 本規約その他本クラブの定める諸規則に違反したとき。

1.3 支払方法の設定が確認できないとき(会員が支払方法を設定した後に、会員の責めにより、その支払方法または手段が利用できなくなったときも同様とします。)

1.4 諸費用の支払いを連続して2ヶ月怠ったとき。

1.5 破産または民事再生の申立があったとき。または任意整理の申出があったとき。

1.6 第4条に定める利用開始日以降、一度も利用がない期間が1年以上継続した場合。

1.7 筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。

1.8 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。

1.9 医師から運動、入浴等を禁じられていることが判明したとき。

1.10 妊娠していることが判明したとき。

1.11 法令に違反したとき。

1.12 その他、本クラブが会員としてふさわしくないと認めたとき

2. 前項に基づき本クラブが本規約に基づく契約を解約したことによって会員に損害が生じた場合であっても、当社及び本クラブはその損害を賠償する責めを負わないものとします。

第18条 (施設の利用制限、休業および閉鎖)

1. 本クラブは、施設利用者の安全性確保のため、施設の利用時間及び利用人数を制限する場合があります。この場合、施設利用者は本クラブの指示に従うものとします。

2. 本クラブは、定期休業日を設定することができます。

3. 本クラブは、次の各号のいずれかにより、営業することが困難または営業すべきでないと判断する時は、本クラブの施設の全部または一部を臨時休業又は閉鎖する事ができます。

3.1 天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったときまたはその恐れがあるとき。

3.2 施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき。

3.3 判決の言渡し、法令の制定改廃または行政庁による処分(不利益処分を含みます。)、行政指導もしくは命令等があったとき。

3.4 社会情勢の著しい変化があったときまたはその恐れがあるとき。

3.5 その他、本クラブが営業することが困難または営業すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき。

4. 前三項の場合、法令の定めまたは本クラブが認める場合を除き、会員が負担する諸費用の支払義務が軽減または免除されることはありません。

5. 本クラブは、臨時休業および閉鎖が予定されている場合は、事情の許す限り、原則として1ヶ月前までに会員に対しその旨を告知または通知します。

第19条 (諸費用、利用範囲、条件および運営システムの変更および廃止について)

本クラブは、本規約に基づいて会員が負担する諸費用、利用範囲、条件および施設運営システムについて、本クラブが必要と判断したときは、会員に対して原則として1ヶ月前までに告知または通知することにより、これらを変更または廃止することができます。

第20条 (本規約の改正)

原則として本クラブは1ヶ月前までに会員に告知または通知することにより、本規約を改正することができ、改正した本規約等の効力は、全会員に及ぶものとします。

第21条 (告知方法)

本規約における会員への告知方法は、施設内への掲示およびInstagramに掲載する方法とします。

第22条 (法人会員契約に基づくフィットネスジムOYZ 会員に関する附則)

自らが所属する法人、健康保険組合等と本クラブとの法人会員契約(以下「法人契約」といいます。)に基づく会員においては、上記に加え以下各号が適用されます。

1. 第3条(入会資格)について、同条第1項各号の他、自らが所属する法人、健康保険組合等が本クラブと法人契約を締結していることが追加されます。
2. 第19条(諸費用、利用範囲、条件および運営システムの変更および廃止について)以外に、法人契約の変更により諸費用等が変更になるときは、当該変更に従うものとします。

第23条(裁判管轄)

当社並びに会員及び施設利用者との間における一切の紛争は、訴額に応じて当社の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

株式会社 松竹梅

本規約は 2026 年 4 月 1 日より発効します。

本規約内容を理解し、同意の上で契約、署名します。

年 月 日

住所:

氏名:

連絡先: